

和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、データ共創による取組を推進することでスマートシティを実装することを目的として、本市区域内において先端技術等を活用した実証実験を行う事業者に対し、予算の範囲内において和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) データ共創 行政、民間企業、大学その他の関係者が保有若しくは公開する既存のデータ又は実証実験により取得した新規のデータのいずれかを組み合わせ、連携して利活用することをいう。
- (2) スマートシティ 先端技術等の活用により、地域課題及び行政課題の解決を図る地域をいう。
- (3) 先端技術等 規則第3条の申請時点において、国内において広く普及していない先進的な技術又はサービスをいう。なお、既に国内において広く普及している技術又はサービス同士を組み合わせることにより実現される新たな技術又はサービスを含む。
- (4) 実証実験 期間、場所、サービス提供の対象者等を限定した上で、製品、技術等を、実際の場面で使用し、実用化に向けての問題点等を検証することをいう。
- (5) ステークホルダー 事業者が活動を行うことで影響を受ける利害関係者をいう。
- (6) 審査会 補助金の交付を受けようとする事業者の審査に係る庁内の会議をいう。
- (7) オープンデータ オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）で規定するオープンデータをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、データ共創によるスマートシティの取組の推進に資する、本市区域内において先端技術等を活用した実証実験であって、地域課題及び行政課題の解決を主題とするものとする。

- 2 前項の補助対象事業は、ステークホルダーの参画を得て実施するものでなければならない。この場合において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、当該ステークホルダーと主体的に調整し、実証実験を行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象事業について、その効果、新規性、実現可能性等を審査会により審査され、選考された事業者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国内に主たる事務所又は事業所を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費（補助金の交付の決定がされた日の属する年度の2月末日までに支出した経費に限る。）であって、別表に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国又は本市以外の地方公共団体その他公共的団体から補助対象経費について補助金等を受けた場合は、補助金の交付の対象とならないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は1,500,000円のうちいずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及びその金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税額等仕入れ控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税額等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 規則第3条の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

3 規則第3条の収支予算書は、別記様式第2号によるものとする。

4 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 履歴事項全部証明書

(2) 市税の滞納がないことが分かる書類

(交付の条件)

第8条 規則第4条の決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象者が、補助金によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が500,000円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと（規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間を経過した場合を除く。）。

(2) 市長は、取得財産等を処分することにより収入があると認められる場合には、その収入の全部又は一部を事業者へ納付させることがあること。

(3) 補助対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税額等仕入れ控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業者は、次の条件に従うこと。

ア 実績報告を提出する前に、事業者において当該補助金に係る消費税額等仕入れ控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業者において当該補助金に係る消費税額等仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）について速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれ

を返還しなければならないこと。

(5) 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付が完了する日の属する年度以後5年間、事業経過状況等の情報を、要求があったときは、内容を確認できる資料等を添えていつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならないこと。

(6) 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付が完了する日の属する年度以後5年間保管しなければならないこと。

(7) 補助金の交付を受けた者は、実証実験で得られたデータ及び知見を、法令等に抵触する等のやむを得ない場合を除きオープンデータとし、かつ、データ共創を促進することにより、補助事業に係る先端技術等の実装又は新分野での事業の創出を実現させるよう努めなければならないこと。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める軽微な変更は、補助対象経費間内の配分の変更又は補助対象経費の減額とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 収支決算書(別記様式第3号)
- (2) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (3) 補助対象経費に係る納品書等の写し
- (4) 補助対象事業を実施したことが分かる写真等

2 規則第12条に定める補助事業等実績報告書は、補助金の交付が完了した日の属する年度の2月末日までの期間に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容
設備備品費	設備又は備品（取得価格が100,000円以上のものに限る。）の製作又は購入に要する経費（ただし、P C等の汎用性の高いものは除く。）
消耗品費	物品（取得価格が100,000円未満のものに限る。）の製作又は購入に要する経費
謝金	協力者等に支払う謝金
外注費	開発設計に伴う経費、データの分析に必要な経費、システムの保守に必要な経費等
広報活動費	広告宣伝費、W e b ページ制作費等
賃借料	設備、備品、施設又は土地を借り上げる経費
通信運搬費	通信費等の経費及び実証実験の実施に必要なクラウドサーバー、ストレージ、ソフトウェア等の利用に要する経費
光熱水費	電気使用料等の経費
旅費	実証実験に従事する者の実証実験の実施に直接必要な交通費、宿泊費及び日当

別記様式第1号(第7条関係)

事業計画書

申請者の概要	申請者名	
	担当者名	
	電話番号	
実証実験概要	(1) 実施する実証実験の内容 ・ 実施内容	
	・ 実施場所	
	・ 実施期間	
	(2) 期待される効果（解決される課題）	
	(3) スケジュール	
	(4) 実施内容の新規性	
	(5) 実現可能性（法令適合性等）	

別記様式第2号（第7条関係）

収 支 予 算 書

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
計			計		

別記様式第3号（第10条関係）

收支決算書

(単位：円)

収入の部				支出の部			
科 目	当初予算 額	決 算 額	備 考	科 目	当初予算 額	決 算 額	備 考
計				計			